

定価（消費税込）一箇年 一七、六〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

号外第三十九号

令和七年

十月二十七日

月 曜 日

目次

規則

○山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則……………一

規則

山梨県規則第五十号

山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則

山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例（令和七年山梨県条例第十一号）

の施行期日は、令和七年十一月五日とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番